

(参考) 平成 31 年度の税制改正 (内国税関係) による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 個人所得課税 住宅ローン減税の拡充	▲ 1,000	—
2. 資産課税 個人事業者の事業承継制度の創設	▲ 10	▲ 10
3. 法人課税		
(1) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の引上げ	▲ 40	▲ 40
(2) 医療用機器の特別償却制度の見直し	▲ 10	▲ 10
(3) その他の租税特別措置の見直し	20	20
法人課税 計	▲ 30	▲ 30
合 計	▲ 1,040	▲ 40

(注 1) 上記の計数は、10 億円未満を四捨五入しています。

(注 2) 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均 (1 年居住分) と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上しています。

(注 3) 「3. (3) その他の租税特別措置の見直し」は、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し (平年度 10 億円、初年度 10 億円) 及び協同組合等の貸倒引当金の特例の廃止 (平年度 10 億円、初年度 10 億円) です。

(注 4) 車体課税の見直しにおける自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への資金の移動は以下の通りです。

	(平年度)	(初年度)
1. 自動車重量税		
(1) 自動車重量税の見直し	160	90
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	▲ 550	▲ 100
自動車重量税 計	▲ 390	▲ 10
2. 揮発油税		
税率の引下げ	▲ 140	—
一般会計分 計	▲ 530	▲ 10
3. 自動車重量税 (譲与分)		
(1) 自動車重量税の見直し	110	62
(2) 自動車重量税の譲与割合の引上げ	550	100
自動車重量税 (譲与分) 計	660	162
4. 地方揮発油税		
税率の引上げ	142	—
交付税及び譲与税配付金特別会計分 計	802	162
差 引	272	152

※ 1 上記の計数は、一般会計分は 10 億円未満を、特別会計分は 1 億円未満を四捨五入しています。

※ 2 29 年度から 31 年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は、▲ 84 億円 (一般会計分 ▲ 50 億円、特別会計分 ▲ 34 億円) です。